

ボイラ取扱技能講習

小規模ボイラの取り扱い業務の資格を取得する講習です。

日時 7月11日(木)・12日(金) 9時～17時

場所 室蘭市中小企業センター
(室蘭市東町4丁目29-1)

定員 20人

料金 1万5400円
(別途テキスト代)

申込期限 7月1日(月)

問 日本ボイラ協会北海道支部
室蘭地区支部 (☎④5696)



能力開発セミナー

日時 7月22日(月)～8月21日(水)
の月～木曜日(祝日を除く)
18時～19時40分

場所 室蘭高等技術専門学院
(室蘭市みゆき町2丁目9-5)

対象 在職中で、業務上ワード
の知識や技能が必要な方

内容 パソコンソフト・ワード
を使用して、中級者向けに実
務で使える操作方法を学ぶ

定員 15人(申し込み順)

申し込み 7月4日(木)までに同
学院能力開発総合センター
(☎④7820)

耐震診断の補助金制度をご利用ください

木造住宅や一定規模の建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

申し込み 建築住宅グループに備え付けの意向確認書に必要事項を記入し、図面などを持参の上、8月30日(金)までに同グループ (☎⑤4399)

※申し込み多数の場合は、早期の締め切りまたは選考を行います。

◎木造住宅

主な条件

- ・一戸建て住宅または併用住宅であること
- ・地上2階建て以下の在来軸組工法であること
- ・所有者が居住する住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ・建築基準法その他の関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと

補助額 補助対象費用の3分の2 (上限50,000円)

※地上2階建て以下で延床面積が500平方メートル以下の住宅は、北海道の無料耐震診断の対象となることがあります。詳しくは、胆振総合振興局 (☎④9594) に問い合わせください。

◎一定規模の建築物

主な条件

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める特定既存耐震不適格建築物であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員、暴力団関係事業者でないこと

補助額 補助対象費用の3分の2 (上限2,000,000円)

国民健康保険に加入している皆さんへ

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎⑤1771)

令和6年度国民健康保険税の納税通知書は6月中旬に送付します

◎令和6年度国民健康保険税額の計算方法をお知らせします

区分	①医療給付費分	②介護納付金分 (40歳以上65歳未満の加入者がいる場合に算定)	③後期高齢者支援金等分
所得割 (A)	各加入者の課税標準額(令和5年中の所得-430,000円)の合計額×8.4%	40歳以上65歳未満の各加入者の課税標準額(令和5年中の所得-430,000円)の合計額×2.1%	各加入者の課税標準額(令和5年中の所得-430,000円)の合計額×2.7%
均等割 (B)	世帯の加入者数×23,000円	40歳以上65歳未満の加入者数×8,700円	世帯の加入者数×7,600円
平等割 (C)	25,000円 (1世帯当たりの定額)	4,800円 (1世帯当たりの定額)	7,300円 (1世帯当たりの定額)
合計	(A)+(B)+(C)=①の納付額 (課税限度額650,000円)	(A)+(B)+(C)=②の納付額 (課税限度額170,000円)	(A)+(B)+(C)=③の納付額 (課税限度額240,000円)
①+②+③=1年間の国民健康保険税額			

◎医療費の抑制にご協力ください

国民健康保険に加入している皆さんが医療機関で支払う自己負担以外の医療費は、皆さんが納めている国民健康保険税や国からの交付金などで賄っており、医療費の増加は国民健康保険税の増額につながります。

『かかりつけ医・かかりつけ薬局』を決めて検査や投薬の重複を防ぐ、急病のとき以外は医療費が高く設定されている休日・夜間診療を避ける、ジェネリック医薬品(後発医薬品)へ切り替えるなど、医療費抑制のための取り組みにご協力ください。